

令和6年度のいじめの認知件数等について

(令和6年11月末現在)

【小・中学校の総認知件数】 5,677 件

【小・中学校の総解消件数】 2,979 件

【件数の内訳】

(単位：件)

学校種		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	小計
小学校	認知	789	969	1,013	835	761	522	4,889
	解消	339	480	584	439	416	284	2,542
中学校	認知	417	252	119				788
	解消	227	143	67				437

【いじめの解消について】

いじめが解消している状態とは、少なくとも次のア、イの2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。